

たかやま労基署だより(R3.03)

高山労働基準監督署

令和2年の労働災害発生状況について(2月末現在)

主要産業の死傷者数 注1) カッコ内は死亡者数 注2) 死傷者数は休業4日以上のもの

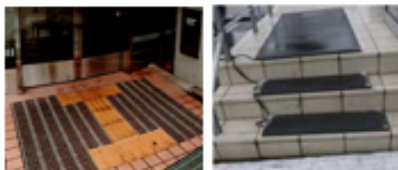
	令和2年		平成31 (令和元)年		平成30年 (参考)		対前年比 増減数		対前年比 死傷者数 増減率
	件数	(死亡者数)	件数	(死亡者数)	件数	(死亡者数)	増減数	(増減率)	
全産業	138	(2)	163	(4)	188	(4)	-25	(2)	-15.3%
製造業	33		41		46	(1)	-8		-19.5%
建設業	24	(1)	31		35	(1)	-7	(1)	-22.6%
運送業	7		10		13		-3		-30.0%
林業	8	(1)	14		29		-6	(1)	-42.9%
小売業	12		17		11	(1)	-5		-29.4%
社福祉	8		10		8		-2		-20.0%
旅館業	9		13		13		-4		-30.8%
その他	37		27		33	(1)	10		37.0%

令和2年度 STOP!冬季労働災害プロジェクト

2 転倒災害防止対策

過去5年間で最も災害の多い…
時間帯⇒9~12時 年代⇒60代 業種⇒商業

- 段差・凹凸・突起物・継ぎ目等の踏く原因の改善
- 労働者から転倒の危険を感じた場所の情報収集に基づくマップ作成等による、安全な通路と危険個所の周知
- 融雪剤や砂の散布、温風機やヒートマットの設置等の凍結防止対策の実施
- 夜間の照明設置による明るさの確保
- 保温性が高く、滑りにくい靴(スパイク付長靴等)の使用
- 屋内に入る場合の、靴に付着した雪、水分の除去
- 自動車から降りる際の、降車場所の路面状況の確認
- 小さな歩幅で靴の裏全体をつけたゆっくり歩行
- 両手を空け、服やズボンのポケットに手を入れない歩行



ブラシ状タイル ヒートマット



危険個所表示 スパイク付き長靴

災害事例

発生月	発生時間帯	業種	災害の概要	傷病	休業期間
1月	8時00分	旅館業	市道を挟んで旅館の向かい側にある冷蔵庫に物を取りに行った際、凍結した道路で足を滑らせ転倒した	胸部骨折	1週
1月	9時20分	ハイヤー・タクシー業	利用客宅に到着後、車から降りた際、積雪により路面が凍結していたため、転倒した	手首骨折	2か月

定期健康診断等における血糖検査の取扱いについて(R2,12.23基発1223第7号)

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査との整合性を図るため、労働安全衛生規則第43条、第44条、第45条及び第45条の2の規定に基づく定期健康診断等の項目のうち、血糖検査の取扱いについて、令和2年12月23日から以下のとおり変更されています。

・変更前
血糖検査においては、空腹時血糖又は随時血糖によることを原則



- ・変更後
- ①ヘモグロビンA1c検査を行った場合についても、血糖検査を実施したものとする。
 - ②ヘモグロビンA1c(NGSP値)を測定せずに随時血糖による血糖検査を行う場合は、食直後(食事開始時から3.5時間未満)を除いて実施することとする。

新型コロナウイルス感染症に係る労災保険給付についてのお知らせ

- ①業務により新型コロナウイルスに感染した場合には、労災保険給付の対象となります。
- ②感染経路が特定できない場合であっても、個別の事案ごとに業務との関連性を調査し、給付対象となるか否かを判断しています。
- ③厚生労働省のHPに労災補償のQ&Aや労災認定事例を掲載しています。
- ④労働者の方で、業種・職種を問わず、業務により新型コロナウイルスに感染したものと考えられる場合には、積極的に労働基準監督署に労災請求をしてください。
- ⑤事業主の方は、業務により新型コロナウイルスに感染したものと考えられる労働者に対して、労災保険給付の周知を行うとともに、請求勧奨を行ってください。

